

公 告

分任契約担当
陸上自衛隊旭川駐屯地
第343会計隊長 平野 義明

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
1LX71BB00600		12L41C51217 0001					
品名 または 件名							
事業系一般廃棄物処理役務（可燃ごみ） ほか2件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
予定数量	単位	銘 柄	使用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
5,000.00	KG						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
陸上自衛隊 日出生台演習場（十文字原演習場				各地			
搬入場所				納 期 ま た は 工 期			
各地				令和3年9月22日（水）～令和3年11月8日（月）			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊旭川駐屯地 第343会計隊契約班及び北部方面会計隊ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和3年9月8日（水）11時00分 第343会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 別紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること

エ 全省庁統一資格審査申請において「役務の提供等」の「D」以上の資格を有する者。

オ 防衛省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

カ 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する物品等の契約から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 契約条項を示す場所

陸上自衛隊旭川駐屯地第343会計隊契約班、第404会計隊湯布院派遣隊、第404会計隊玖珠派遣隊及び西部方面会計隊ホームページ

(3) 保証金等に関する事項

ア 入札保証金：免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

イ 契約保証金：免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

(4) 落札決定方法

「単価」による。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の1

00に該当する金額を入札書に記載すること。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(5) 入札の無効

- ア 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札。
- イ 入札に関する条項に違反した入札。
- ウ 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札。
- エ 入札書の単価が訂正されているもの。
- オ その他入札に関する条件に違反した入札。
- カ 入札心得に記載されている「暴力団排除に関する誓約事項」の誓約に虚偽があった場合の入札。

(6) 契約書の作成

落札者は落札決定後遅滞なく陸上自衛隊「駐屯地用標準契約書」の様式により契約書を作成する。

(7) その他

- ア 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印した時とする。
- イ 入札に参加する者は資格審査結果通知書（写し）、一般廃棄物収集運搬業許可証（写し）を提出すること。
- ウ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- エ 入札者は次の文面を入札書に記載するものとする。
「当社（私 個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記の入札に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する誓約事項について誓約します。」
- オ 郵便による入札は認めるが、令和3年9月7日（火）17:00までに会計隊契約班へ必着とする。その際下記入札担当者に到着の有無を確認すること。
- カ 郵便入札を含む入札において、再度入札を行う場合は、官側が指定する日時において実施するものとする。

(8) 入札に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊旭川駐屯地 第343会計隊 契約班 （担当：鈴木）
T E L : 0 1 6 6 - 5 1 - 6 1 1 1 （内線 3 3 4 8）
F A X : 0 1 6 6 - 5 1 - 6 0 4 0
M a i l : 343fin-na@inet.gsdf.mod.go.jp
※メール送信される場合は電話連絡を併せてお願いいたします。

(9) 公告掲示場所及び期間

- ア 掲示場所：旭川駐屯地会計隊、第404会計隊湯布院派遣隊、第404会計隊玖珠派遣隊、西部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/wae>
- イ 掲示期間：令和3年8月27日 ～ 令和3年9月8日

仕 様 書	調達要求番号	1 2 L 4 1 C 5 1 2 1 7
	作成部隊	第2師団司令部 第3部
	担当者	1等陸曹 窪田 祥三
	作成年月日	令和3年8月23日
件 名	事業系一般廃棄物処理役務	
仕様書番号	2	

1 適用範囲

本仕様書は、第2師団が日出生台演習場及び十文字原演習場で実施する、陸上自衛隊演習における事業系一般廃棄物処理役務に適用する。

2 期 間

令和3年9月22日（木）～ 令和3年11月8日（月）

3 回収場所

日出生台演習場及び十文字原演習場

4 内 容

- (1) 回収については管理部計画
- (2) ごみ袋は業務用ポリ袋使用（市・指定外）
- (3) 塵埃処分量

ア 可燃ごみ（残飯・残菜等）	5 0 0 0 K g
イ 不燃ごみ（汚れビニール容器）	5 0 0 0 K g
ウ プラスチック製容器	5 0 0 0 K g

5 その他

- (1) 細部については、担当者に確認
- (2) 担当：第2師団司令部第4部 佐藤曹長 0 1 6 6 - 5 1 - 6 1 1 1（内線
2 2 4 4）
第2師団司令部第3部 窪田1曹 0 1 6 6 - 5 1 - 6 1 1 1（内線
2 2 3 5）

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、運用企画局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続き（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ (1) 及び (2) に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど (1) 又は (2) に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。